

(公印省略)
学字第35-5号
令和5年5月24日

各市町村児童福祉主管課長 様

群馬県生活こども部
私学・子育て支援課長 富澤 恵子

新型コロナウイルス感染症における療養報告書の提出について（通知）

児童福祉行政の円滑な実施については、日頃から格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年5月2日付け学字第35-2号「保育所における感染症対策ガイドライン」で通知しておりました、「「治癒証明書」の取扱い等の対応については、群馬県医師会及び県衛生部局と検討し、追って連絡される予定」としておりましたが、過日、群馬県学校保健審議会感染症対策専門委員会が開催され、新型コロナウイルス感染症の陽性が判明した園児が登園を再開する際の取扱いが、下記のとおり決定されました。

各市町村におかれましては、貴管内の保育所、認定こども園、放課後児童クラブに対し、周知をお願いいたします。

記

1 陽性が判明した園児が登園を再開する場合

「新型コロナウイルス感染症における療養報告書」を保護者が必要事項を記入し、登園する際に提出してください。

※医療機関へ検査結果や治癒の証明書を、求めることのないようお願いします。

2 新型コロナウイルス感染症の陽性が判明した際の対応・手順

【医療機関を受診した場合】

- ① 医師に「発症日」及び「登園可能予定日」を確認する。
- ② 速やかに園に報告する。
- ③ 医師に確認した「発症日」を新型コロナウイルス感染症における療養報告書（以下、療養報告書という）に、記入する。
- ④ 療養中は検温及び健康観察を行い、「症状軽快日」を療養報告書に記入する。
- ⑤ 登園のめやすを満たしたら、「登園再開日」を療養報告書に記入し、登園時に園へ提出する。

【自己検査を行い自宅療養する場合】

※ 市販の抗原検査キットを使用する場合は、必ず国が承認した「体外診断用医薬品」又は「第1類医薬品」の表示があるものを使用すること。

- ① 陽性が判明したら、速やかに園に報告する。
- ② 「発症日」（無症状の場合は「検体採取日」）を療養報告書に記入する。
- ③ 療養中は検温及び健康観察を行い、「症状軽快日」を療養報告書に記入する。
- ④ 登園のめやすを満たしたら、「登園再開日」を療養報告書に記入し、登園時に園へ提出する。

事務担当：子育て支援係・保育係
T E L：027-226-2622（子育て支援係）
027-226-2626（保育係）